

平成27年度普通会計決算認定特別委員会

平成28年10月26日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

須見委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

鈴木警察本部長

須見委員長，岸本副委員長をはじめ委員の皆様におかれましては，日頃から警察行政各般にわたり，御理解と御協力を賜っておりますことに対し，この場をお借りしまして，厚くお礼申し上げます。

それでは，私から，平成27年度警察本部主要施策の成果の概要につきまして，説明いたします。なお，刑法犯認知件数，検挙件数などは，統計上，年単位となっておりますので，御了承いただけますよう，お願い申し上げます。

平成27年中，県警察では，安全安心を誇れる徳島県の実現を運営指針として，五つの運営重点に基づき，各種施策を推進しております。

第1は，身近な犯罪の徹底抑止であります。

県警察では，平成15年から平成24年までの間，街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策を推進し，さらに，平成25年からは，地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んでおります。

その結果，治安のバロメーターとされる刑法犯認知件数は，平成27年中は4,543件で，12年連続で減少し，戦後最多であった平成15年と比較すると，4割以下に抑止したところであります。

ストーカー，DVなどの人身安全関連事案に対しては，被害者の安全確保を最優先とした上で，警告や逮捕に向けた迅速かつ的確な対応に努めております。

また，振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺に対しては，高齢者を対象とした分かりやすい情報発信，金融機関及び宅配事業者と連携した送金の阻止，さらには他府県警察との合同取締りを強化した結果，被害総額が約2割減少したところであります。

このほか，非行少年に対する立ち直り支援活動や犯罪被害者支援等の諸施策を推進するなど，県民の安全・安心の確保に努めております。

第2は，重要犯罪等の徹底検挙であります。

平成27年中は，美馬市の銀行における持凶器強盗未遂事件，東みよし町における現住建造物等放火・殺人事件など，24件発生した凶悪事件を全て検挙しております。

また，これら凶悪事件に強制わいせつ等を加えた重要犯罪に関しては，45件認知し，37件34人を検挙しております。

さらに、窃盗犯認知件数は、3,115件で、ピーク時の平成13年と比較すると約3割に減少しており、空き巣などの重要窃盗犯の検挙率は、97.2%で全国1位となったところであります。

知能犯事犯では、破産法違反事件などを検挙し、暴力団対策では、県内に本拠を置く暴力団の壊滅に向け、構成員を組織的な野球賭博事件で集中的に検挙するとともに、事業者、自治体等による暴力団排除活動を積極的に支援しております。

第3は、交通死亡事故の徹底防止であります。

県警察では、交通死亡事故の抑止を最重要課題と位置付け、平成27年を最終年とする第9次徳島県交通安全計画に示された「死者数を30人台後半、可能な限りゼロに近づける」という目標を達成するため、関係機関・団体等との連携を一層強化し、高齢者の心に届く情報発信や交通安全教育、交通安全施設の整備、効果的な運転者講習等を実施しております。

また、横断歩行者妨害や飲酒運転等の重大事故に直結する悪質かつ危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化した結果、平成27年中の交通事故死者数は27人で、道路交通法が施行された昭和35年以降、年間の死者数が最も少なかった一昨年より更に減少し、全国最少を記録したほか、人身事故の発生件数は3,866件と、平成17年以降、11年連続で減少しております。

第4は、大規模災害等への徹底対処であります。

近い将来、発生が危惧されている南海トラフ地震に対しては、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、最新の被害想定を念頭に、初期対応マニュアルを見直すとともに、初動対応訓練や装備資器材の習熟訓練などを繰り返し行い、救出・救助などの対処能力の向上と自治体や防災関係機関等との連携強化を図っております。

また、自然災害だけでなく、テロ等の事態を想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携し、緊急事態への対処能力の向上に努めたところであります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

県警察では、精強な第一線警察構築のための総合プランに基づき、実戦的訓練、ベテラン職員による伝承教養など、若手職員の早期戦力化に向けた諸施策を推進しております。

また、変化する治安情勢に的確に対応するため、おおむね10年間の中長期的計画として、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を盛り込んだ組織体制の見直し等の、大綱方針を策定したところであります。

このほか、県警察初となる女性刑事課長の配置や女性剣道特別訓練要員を指定するなど、女性警察官の採用・登用拡大を推進しております。

今後も、限られた人員の中で、最大限の成果を上げられるよう、現場執行力の強化に資する人事配置を行うなど、組織基盤の徹底強化に努めてまいります。

以上、主要施策の成果の概要について説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

國見警務部理事官

私からは、説明資料の4ページでございます、平成27年度の歳入歳出決算額について、御説明申し上げます。

まず、（1）の歳入決算額でございますが、予算現額22億3,389万6,000円に對しまして、収入済額は使用料及び手数料など総額19億2,633万3,491円となっております。

なお、収入未済額の145万6,000円につきましては、放置駐車違反の運転者の特定が困難な場合、その車両の使用者が納付する放置違反金が未納となっているものです。

続きまして、（2）の歳出決算額につきましては、予算現額218億3,364万9,000円に對しまして、支出済額は、人件費や施設整備費、そのほか活動費で、総額213億9,868万8,147円となっております。

以上が、平成27年度の歳入歳出決算額の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

日頃から県民の命と暮らしの安心を守るために、御尽力されておりますことに心から感謝します。私のほうからは、最近ですね、世間で問題になっておりますストーカーの対策について聞きたいと思います。昨日もですね、報道があったように東京都の目黒区で24歳の女性が殺される事案がございまして、これにつきましても従前から警察のほうに相談したりしておったにも関わらず、殺されたということで、非常に気の毒な事件がおきております。過去にも1999年の桶川市、それから三鷹市でも2013年に殺害されるというような事件がありまして、桶川市の事件は、先日テレビのドキュメントの報道で見ておって、過去からずっと相談していたにもかかわらず、警察の方が、何ら対応してくれなくて、最終的には書類の改ざんまで行った上で、殺されてしまうといったひどい事件がありました。その担当の方々は懲戒処分になったわけでありましてけれども、私は本当にすぎる思いで相談したときに親身になって、幾らほかの業務が忙しくても、人命の大切さというのを最優先に考えて対応しなくてはいけないと思うんです。それで、その担当の方々は、まずそういうふうにして、こういう事案があるんだけどというのを知ったときに、それをワンストップでストーカー対策の署員の方々につないであげるということと、そういう事例が現在の徳島県で相談を受けているような事案があるのであれば、何件あるのか教えてもらいたい。また、事例がないのであれば、私どもの県は何人体制でそういう事例を、ちゃんと処理するようにやっているということ、それからいろんな、その警察署だけではなく、ほかの例えば、部局とも連携しなくてはいけないと思いますけれども、そこらの人員体制とか、連絡体制みたいなものがどういうふうになっているのか、また現在、徳島県警察のほうに相談している相談事があるのかどうかを聞きたいと思います。

稲井生活安全企画課長

ただいま、委員からストーカー事案の質問がございましたが、ストーカー事案の相談件数について、過去3年でいいますと、平成25年が214件、平成26年が220件、平成27年が211件と、ここ数年210件から220件という高水準で推移しております。この種事案につきましては、ただいま委員のほうから指摘がございましたとおり、事態が急展開して、重大事案に発展するというので、その適切な判断が極めて重要でありまして、認知の段階から対処に至るまで、迅速かつ的確に対応を行う必要があります。

組織体制について御質問がございましたけれども、本年4月1日には、従来の少年課と警察本部の生活安全企画課内にありました人身安全対策室を統合しまして、少年女性安全対策課を発足させたところであります。それから警察署におきましては、副署長を統括責任者と指定しまして、生活安全課員及び刑事課員等から所要の人員を指定して体制をとっております。これにより事案認知時から生活安全部門と刑事部門の捜査員が共同して事案に当たりまして、被害者に対する事案の切迫性とか危険性を判断して、事件化に向けた擬律判断を行っています。最初にごございました、個別内容については、相談件数の中に含まれております。

庄野委員

結構件数が多いんで、びっくりしたんですけれども、これらの事案を、何人くらいで担当しているんですか。

稲井生活安全企画課長

人員の御質問がございましたが、ただいま申し上げましたように、本部では少年女性安全対策課の警察官21名、それと警察署では人身安全関連初期体制で生活安全課員等含めまして187名、合計208名体制で人身安全関連事案の対処をしているところです。

庄野委員

お聞きしたら、結構人数は対応されているということですがけれども、多分、208名の方々は、それを専門にやっているわけではないと思います。ほかにもいろいろ抱えながら、ストーカーの対策に当たられておるわけで、私は、後で本当にあのときこうしておいてあげたら良かったというふうなことが起こらないように十分、これだけの体制で200件を超える方々の相談にきちんと応えていけるのかは、よく分かりませんが、本当にその人の立場になったような対応を、是非お願いしたいというふうに思います。最近いろんな、オレオレ詐欺とか高齢者をだますような部分とかありまして、巧妙化してきている部分がありますから、本当の意味で本部長もかなり考えて、人員は定数条例がありますから、急には増やせないと思いますけれども、本当にこれから警察が県民の暮らしを守ったり、それから、いろんな犯罪から守るためには、警察が頼りなんですね。

そういうことから、もし仮に人員が非常に手薄で少ないと感じられる部分があれば、やっぱり積極的に国のほうに要望をされて、人が少なかったから、忙しかったから、その事例は放っておいたんだというふうなことは起こらないように、桶川市の事件のことなん

か見ていたら本当に、驚くようなことが報道されておりまして、まさかそんなことないだろうと思うようなことが部内で起こり、書類を積み重ねて全然見ないとか、最終的には、殺されてしまうというようにならないように、十分な体制と、それから優しさを持った対応を是非お願いしたいというふうに思っています。

それと次に、私、前に、LEDの信号機のことと質問をさせていただいたんですけども、LEDの信号機は非常に見やすいです。大分増えてきて、そこらの予算的な部分もかなり付いていたと思うんですけども、LEDの信号機の設置状況と併せて信号機が南海トラフの地震とかで停電になった場合の信号機の対応、これについても徐々にやられているというのを聞いておりますけれども、ここらの現状と今後の方針をお聞きしたいと思えます。

中野交通企画課長

LED信号機の関係でございますけれども、本年3月末現在、県内で、青、赤、黄色の車両用灯機が8,167灯ございます。その内の69.2%に当たります5,653灯をLED化しております。なお、平成28年度は約300灯をLED化することとなっております。また、歩行者用灯機でございますけれども、LED電球式、これは100%達成しておるところでございます。

次に震災等の停電による対応でございますけれども、停電すると電源が失われるということで3種類ほどございます。一つ目は、自動起動型電源付加装置といたしまして、停電になりますと発電機が回りまして電源を確保して作動させると。それが23か所の交差点に設置されております。次に、静止型電源付加装置というのがございます。これはリチウムイオンバッテリーを内蔵したもので、電源が落ちますとバッテリーが直ちに作動しまして、信号の機能、点灯とかそういったことをします。三つ目が、可搬型の発電機、これは発動発電機でございます。各署等に配備しておりまして、それを持っていきまして、警察官が、信号機と接続して点灯させると、そういったものがございます。それで、現在対応しているところでございます。

また、熊本震災がありました。これまでは南海トラフの沿岸部に設置しておりましたけれども、熊本震災の断層型地震ということで、県の東西方向、国道192号と主要県道もありますけれども、そちらのほうにも設置する予定であります。

庄野委員

県南部のほうも阿南市とか寸断されたら非常に困るということもありますので、そちらの部分も状況を見ながら震災時の対策という、交通の安全、信号もそうでありますし、是非その対応をお願いしたいと思います。

達田委員

何点かお尋ねしたいと思うんですけども、平成27年度の予算で徳島東警察署施設整備PFI導入可能性調査事業ということで、1,000万円が組まれておりました。今回、この3ページにですね、997万9,000円という、ほぼそれに近い数字が出されているわけです。

けれども、このPFI導入に関しましては、平成26年度にもこれはPFIだけではないんですけれども、基本構想の策定事業ということで300万円、そして、今年度、PFIアドバイザー事業ということで、1,300万円ということで、PFIという名前が付く決算予算が、次々あるわけなんですけれども、結局、PFI導入のためにいろいろ調査をしたりするそのお金というのは、どれだけかかるものなのでしょうか。

高橋拠点整備課長

PFI事業でありますけれども、PFIは設計でありますとか、建築・維持管理を包括的に行う事業でありますして、目的は高いクオリティの施設であるとか、コスト削減につながるということが目的で、PFIに関しましては、当然法令的なもの、また、財務的なもの等々の専門的知識を有するという事なので、この導入可能性調査、また、今年度から実施しておりますアドバイザー調査、これは必要経費と考えており、その部分を予算計上させてもらっています。今後は、また事業費がかかってきますので、事前に必要な経費というのは、今、委員から御指摘のあった事業費1,000万円、決算額は997万9,000円です。それと、今年度の3,000万円、これは、今年度は1,300万円、来年度は1,700万円ということなんですけれども、これは契約額が2,800万円ということでありまして、今年度は1,100万円、来年度は1,700万円であり、これが必要な経費と考えております。

達田委員

そうすると年度を分けて、次々とまた出しておりますけれども、導入するかどうか、どういうふうにしたらよいか、そういうふうな調査をされていくのに4,000万円を超えるということですね。この平成27年度の997万9,000円というのは、どこがどのような仕事をなさったんでしょうか。

高橋拠点整備課長

先ほど言いました、PFIの導入可能性調査の事業内容につきまして答弁いたしますと、コンサルタント事業者と契約をいたしまして、PFI手法と従来手法との比較検討、それとPFI事業の場合は、従来手法と比較してどれくらいの経費の削減につながったか、これはVFMと申しますけれども、これの算出、また、事業者、これ参画を希望する者がいるかどうか、これは事業者に対するヒアリング等を行ってもらった、これが997万9,000円の事業内容となります。

達田委員

PFIではなく、普通に建てる場合というのは、ある程度、調査は要すると思うんですけれども、それと比べて、設計とは別に、その事前に調査する予算というのは普通どれくらい要るものなのでしょうか。

高橋拠点整備課長

事業の内容によって様々でありますので、一概に申し上げることはできませんけれども、

少なくともPFI事業でかかる必要経費は、このくらい必要なものと考えております。

達田委員

PFIじゃなくて、普通の事業を起債で行った場合、どれくらいの、県でいう借金ができているのか。それは計算されているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

繰り返しますけれども、事業によって事前に調査の経費がどの程度になるかっていうのは一概には申し上げられませんので比較はできません。ただ、このPFI事業は、当然先ほど言いましたVFM、従来の手法と比較して、どちらがコスト削減につながるかということでもありますけれども、この比較をする場合に、このアドバイザリーとか導入可能性調査を含めた数字で比較しますので、決してこの部分の経費が高いからといって、従来手法より高いものにつながるといった評価ではないと考えております。

達田委員

徳島東警察署の建て替えの事業についてお聞きをしているので、いろんなケースがあるかも分かりませんが、徳島東警察署の件でお尋ねをしています。それでお答えいただけたらと思います。ただ、時間がございませんので、また後で資料がありましたら、是非寄せていただきたいと思いますけれども。この検討されて、平成27年度に検討するというのと、平成28年度の、アドバイザリー事業の違いが、私たち、そういうふうにするのかしら、全く違いが分からないんですけれども、それにどんどんお金を使っているように思えるんですけれども、いかがですか。

高橋拠点整備課長

従来との比較については、PFI事業ですので必要経費として、この徳島東警察署においては4,000万円必要だったということですが、過去の事業に関しては不要であったと考えられます。それと違いでありますけれども、導入可能性調査というのは、先ほど言いましたように、事業者のモニタリングであるとか、どういう施設を建てて、従来手法とどれくらい経費の縮減率が図れるのか等を試算する、そのようなことをやってその結果、PFI手法がメリットがあるんだという判断をしたところでもあります。今年度やっている事業というのは、近く要求水準とか仕様書に当たるものをお示しをしておりますけれども、そういう技術的な支援を受けることで、より具体的な事業につながる支援を受けているという内容であります。

達田委員

PFI事業が導入されますと、県の場合は全部と言っていいぐらい、大手の県外の事業者がとるということで、県内の事業者さんは下請、また、追加していただいても、なかなかもうけさせてもらえない、そういう仕事になっていくんだということで、私たちはこのやり方はどうかなと思っているわけなんです。それで、先ほど申しましたように、普通に

行った場合どうなのか、PFIで行う場合どうなのかという、比較検討された資料がありましたら是非、出していただきたいと思います。

それともう1点なんですけど、交通安全に力を入れますよということで、ここにも書かれています。本当に去年は、死亡事故っていうのも減ってきました、県民から見ましたら、このままずっと減っていくかなと期待をしてたんですが、残念ながら今年になりまして、どっとまた、死亡事故が増えてしまったということです。本当に残念なんですけど、平成27年度を取組方というのを参考にして、平成28年度、平成29年度とずっと、減らしていつもらえるのかなという期待があったんですけども、その取組方の違いというのがあるんでしょうか。

中野交通企画課長

昨年ですけれども、平成27年中の交通事故死者数につきましては27人と過去最少でございました。これは関係機関・団体等と連携した各種対策が強力、また着実に推進したことに加えまして、県民一人一人の交通安全意識の高揚とがあいまった成果と認識しておるところでございます。

本年については、御指摘のとおり、発生件数、負傷者数は昨年同時期と比べまして減少傾向にございますけれども、昨日現在の交通事故死者数は43人と前年同期に比べまして22人の増加となっております。非常に憂慮すべき事態であると認識しております。特に、全死者43人のうち高齢者の死者は33人でございまして、昨年同時期で21人の増加、死者全体に占める割合は76.7%と非常に高くなっているところでございます。

今年の高齢者死者に係る事故の特徴ですけれども、車両単独事故で10人、前年に比べましてプラス9人、それから車両単独事故の同乗者で3人、前年同期と比べますとプラス2人のほか、夜間の歩行者で8人、これも前年の同時期と比べますと、プラス6人となっているところでございます。

これらの特徴を踏まえまして、関係機関・団体との連携をより強化しまして、昨年に引き続き、交通事故分析に基づく効果的な取締りであるとか、パトカーや白バイを街頭に投入した街頭活動の強化、シートベルトの着用効果を理解させる広報啓発、免許を返納したい人が返納しやすい環境整備に向けた働き掛け、さらには各種教育用機材を活用した、参加・体験・実践型の交通安全教育、高齢者に対する家庭訪問等による個別指導・助言の実施などの各種施策に加えまして、今年は警察本部内における部門横断的な活動を展開しております。高齢者に係る情報発信プロジェクトを発足いたしまして、ラッピングバスを活用した移動、訪問型の情報発信活動、高齢ドライバーを対象とした実車による交通安全教育の開催、さらに、全年齢層に対する高齢者を保護する運転であるとか、ハイビーム走行を励行するといったことをしております。また、重大事故に直結する歩行者妨害や信号無視、こうした交差点違反の取締り強化などを現在、進めているところでございます。

達田委員

この平成27年度を取組で、高齢者の心に届く情報発信や交通安全教育ということが書かれておりますが、今、本当にその重要性というのが、問われております。それと事故に

よっては、ちょっとした工夫で防げたのにもというのがありますね。最近、夜間に、黒い服や、全然見えにくい服装で歩かれている方が多いんですよね。ですから、やっぱり光る物をつけるとか、白っぽい服を着るとか、ちょっと工夫してくだされば防げたんじゃないかなって思えるようなのがあります。是非、そういうところにも力を入れていただいて、本当にもうこれよりも、とにかく死亡事故が増えないように工夫を重ね、県民も気を付けないといけないのですけれども、是非取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから次に、警察職員による不祥事ということで、時々新聞に載ったりするんですけども、平成27年度に、セクハラであるとか、パワハラであるとか、いろいろと言われておりますけれども、そういう不祥事というのは、平成27年度どれくらいあって、そして、それをなくするための取組はどのようなふうにしてきたでしょうか。

佐藤首席監察官

平成27年でお答えします。懲戒処分者は3名でございます。セクハラですとか、酒気帯び運転などございます。

須見委員長

小休します。（11時07分）

須見委員長

再開いたします。（11時07分）

岡崎警務課長

ハラスメント等非違事案を踏まえた職員に対する教養でございますが、ハラスメント等につきましては、対象となった職員の人権にかかわる問題でありまして、組織としても労働力の喪失や業務効率の低下、それから信頼性の失墜につながる重要な問題というふうに認識しております。職員に対しましては、各種会議はもとより、朝礼などのあらゆる機会を捉え、繰り返し、ハラスメントの防止及び排除のための教養を実施しているところでございまして、今後とも続けていきたいと思っております。

達田委員

昨年度、ちょうど私、総務委員会におりまして、この問題を取り上げさせていただいたんですけども、やっぱり人権意識が高まるために、全庁挙げて取り組まないといけない問題でないかと思うんですけども、人権教育というのを一般の職員さんだけじゃなくって、管理職の皆さんで、やっぱり勉強していくべきじゃないかと申し上げたんですが、その後ですね、この平成27年度に人権教育というのがどれくらい取り組まれているのでしょうか。

岡崎警務課長

平成27年度の取組でございますが、それぞれ各所属幹部におきまして、幹部職員あるいは所属の職員に対しましてハラスメントの防止、あるいは人権教育の教養をしておるところでございます。また、本年4月にはキャリア・カウンセラーの資格を持つ女性経営者による幹部職員を対象とした意識改革のための研修会を開催したところであります。

達田委員

それぞれ、やっぱり職員さん一人一人、どれだけ人権意識が高まっているかっていう、そういうのが本当に暮らしやすい徳島県ということで大事だと思うんですが、先日沖縄県でひどい発言がございました。私も五十数年そんな言葉を聞いたことがなかったんですけども、沖縄県の方々に対して、侮辱的な言葉を投げつけるというようなことがありました。もう徳島県内では、絶対にそういうことがあってはならないと思うんですけども、日頃から思っていることは、とっさに出てしまいますので、やっぱり日頃から、皆さんいろんな研修も積まれて、お互いに尊敬できるそういう環境をつくっていただきたいと思っておりますので、特にこの人権教育という面で、力を入れていただきますようによろしくお願いたします。

最後に、歳入歳出決算の4ページなんですけれども、収入済額に対しまして、不納欠損額と収入未済額というのが、ほかの部局と比べたら、余り多くないと思うんですけど、これはどういう内容なんでしょうか。

尾田会計課長

委員から質問がありました4ページの不納欠損額でございますが、不納欠損額の28万5,000円につきましては、全額放置違反金でございます。内訳的には放置違反金には時効がございまして、5年を過ぎれば消滅時効となりますので、この件数が13件、19万5,000円、それと対象の方が亡くなった等によりまして、即時欠損となった件数が6件、9万円で、これを合わせまして28万5,000円となっております。次の収入未済額の145万6,000円も放置違反金の未収金でございます。件数的には96件となっております。これは、時効にならない前の過去5年間の各年度の未収金が累計で96件となっております。

達田委員

これ時効にならないうちに、回収をする努力をされていると思うんですけども、どのような方法でやられているんでしょうか。

中野交通企画課長

未収金の回収方法の御質問でございますけれども、未収金の回収方法につきましては、納付命令であるとか督促状等の文書よっての納付を促しておるとともに、滞納者の所在捜査を実施しまして、電話であるとか、徴収職員が1軒1軒自宅を訪問しての督促により、納付を促しているところがございます。徴収職員が訪問した際、その場で徴収可能な未収金については現金で徴収しまして、帰庁後、払込口座に払い込んでいるという状況でございます。また、このような督促であるとか、催促を実施しても納付がないという場合につ

きましては、地方税の滞納処分の例により財産の差押えをしまして、銀行預金の差押えを行っているところでございます。今後も滞納者に対しましては、徴収職員による訪問活動を強化して、納付を促すとともに滞納処分等を実施して未収金の回収を図ってまいり所存でございます。

達田委員

この件に関しましては、努力をされているという様子が分かりました。ほかのところはもっとありますので、金額的にはほかと比べたら、本当に少ないんですよ。けども本当に努力いただいて、是非、見本になるように、頑張っていたらと思います。

川端委員

日本の警察組織は本当に世界に冠たる国民に信頼され、すばらしい組織であるということで、日頃から皆様方の活動に対しまして心から敬意を表す次第でございます。本当に安心して、枕を高くして寝られるのもですね、皆様方の地道な活動のおかげであると思っておるところであります。どうして、こういうふうに日本の警察が評価されるのか、その根底には、私、やはり国民の信頼があると思いますが、その一つの象徴として駐在所・交番といった制度が世界には日本だけということです。非常にこの交番や駐在所というふうな地域に密着した、市民と一体となった警察活動、これが大きな効果を発揮しているんじゃないかというふうに思います。

そんなすばらしい交番・駐在所制度でありますけれども、ここに勤務する方々が、奥さんも同伴して、そして駐在所の任務に当たっているわけではありますが、昨今、奥さんが一緒に駐在所に帯同してくれるというふうなことが段々難しくなっているのではないかと心配しているわけであります。駐在所でありましたら、御主人が警ら、見回りに出ている間に、空になりますので、その分奥さんが住民の相談にのりまして、御主人が帰ってくるまでいろいろと仕事をしていただいていると思っております。そういった日本が世界に誇る警察のシステムが、今後とも、続けていかれるように、是非期待をしたいところがあります。

今日は、そういった交番・駐在所についての話ではなくて、非常に関連が深いのですが、警察官の官舎について質問したいと思います。やはり、これまた官舎は、奥さんを伴って生活をされるわけでございます。安心して官舎を利用していただくような、そういった官舎の在り方について、幾つか聞きたいと思います。まずは、この官舎、現在の警察官舎の総戸数、そしてその入居率は、過去と比較してどのような推移になっているのでしょうか。

高橋拠点整備課長

現在、官舎の総数と入居率、これと併せて過去との比較でございます。現在警察で管理をしております宿舎は先ほど、達田委員からもありましたけれども、従来手法で建てた官舎、それとPFIといたしまして民間が管理する宿舎の2種類がありますけれども、総数で現在、59棟566戸であります。現在の入居率は、85%であります。現在、宿舎の整備計画を進めておりまして、老朽化したものの集約化を進めているところであります。これは平

成23年度以降から進めておりまして、それと比較をすると平成23年4月現在は、入居率が90%、集約化を進めましたので、総戸数でいえば若干80戸ほど減っておりますけれども、入居率でいいますと90%から、やや減ですけれどもほぼ横ばいであると考えています。

川端委員

今のお話であれば、官舎の数は59棟ということで、その内の入居率ですね、これは85%という状況ですね。警察の活動には、なくてはならない警察職員がいつでも自分の所属する署に着けられるようにということで、こういった官舎が設けられておりますので、約90%の入居率ということは、できるだけ自分の持家があっても、こちらのほうに入ってもらおうようにというふうなことの表れでないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長

警察官舎というのは、災害でありますとか、事件事故に直ちに対応できるように集団警戒力を確保するために警察本部及び警察署に隣接した場所に必要な数をとということで整備している状況であります。また、委員からありましたように入居というのは、当然、警察官は一定の居住制限を受けますけれども、それに対応を正にしていると認識しております。

川端委員

そのときにですね、過去の入居率に比べて、現在はどんなふうな変化がありますか。

高橋拠点整備課長

総数でいいますと、ほぼ横ばいという状況であります。当然老朽化が進んでいるもの、警察署の統廃合をしまして必要性が薄くなったもの等がありますので、これらに関して現在、集約化を進めているという、そういう状況であります。

川端委員

やはり老朽化したものは、警察官、御本人はそれでいいのですが、御家族のほうにとりましたら、できるだけ御主人と一緒にあって入っていただくためにもですね、最低限のアメニティですかね、施設を整えていく必要があるというふうに思います。恐らく老朽化した官舎については、奥さんからしてみれば、居心地も良くないのではないかと思いますので、これから特に、昔とはライフスタイルも変わりました、お子さんの教育第一ということで、大体そのあたりでも、一緒に官舎に入ってくれる奥さんも少ないのではないかと想像いたします。そのあたり十分に官舎の設備、それから老朽したものについては対応していただきたいと強く要望しておきたいとします。できましたら、今後の整備計画等がありましたら、この際お聞きしておきたいとします。

高橋拠点整備課長

委員から今ありましたように、過去から駐在所の整備等に関しまして御支援を頂いてお

ると認識をしております。先ほど、達田委員のほうから警察署の問題も出ましたけれども、今後、警察署の庁舎であるとか、交番・駐在所、また、宿舎については、いずれも老朽化が進んでおるという状況でありまして、宿舎につきましては、今度、第2期計画ということで、PFI的手法で、現在、県西部に10戸、県南部に20戸程度、既に募集公告をかけ、宿舎を集約化しようとして計画を進めているところであります。当然、多額の経費を要するものですからPFI等の手法も活用しながら警察署庁舎、交番・駐在所、宿舎については工夫を凝らして進めてまいりたいと思っております。

川端委員

この件については、既に、リニューアルするし、新しいものを整備する予定ということで理解をしておきます。

先ほど、庄野委員からもお話がありましたLED信号機なんですけど、LEDのすばらしさというのはよく私も理解をしております。夕暮れの逆光のような状況の中で、信号機が目に入りましても、かつてであれば、恐らく識別がかなり難しかったのが、こうくっきりと、赤、青については認識ができております。

こんなすばらしいLEDでありますけど、昨今、ヘッドライトのアップライトとローですか、ハイとローですね。これについての見解が新たに確認されたわけですが、私、普通走るときは下向きと、ロービームというふうに思っておったのが、実は正しくはハイビームということですね。それでなくとも、このハイビームの光は、昔からかなり目にきつかったわけです。これが、LEDを使った車がどんどん増えてきまして、このライトの光はですね、正面から来る車、そしてまた、後ろからバックミラーに映るライトに対し、どちらも大変、目に厳しいんですね。確かに、道とか歩く高齢者にも危険性を察知してもらえる、つまりそれは交通事故の減少にも効果があるということは理解いたします。しかし、あのヘッドライトが、今後とも目に対する作用がですね、余りにもきついために、また違った弊害も増えてくるのではないかと思いますけど、これを県警察に要請しても難しい話というのは、よく分かっておりますけれども、やはり今回のハイビームが正規であるんですけども、それによる別の問題、弊害もあるのではないかと思いますけど、見解をお尋ねします。

石川交通部長

委員御指摘のとおりでございます。私も夜、歩いておりましたら、LEDのライトが目を刺すような光というのは、本当に厳しいなと感じながら散歩などしております。県警察がハイビーム、ロービームでハイビームが基本だよというふうなことを申しましたのは、ロービームというのは40メートル先しか光らないんですね。一方、ハイビームというのは100メートル先まで光るということで、今回も事故のことで、先ほど達田委員からも御指摘があった高齢者の事故でも、運転者から見て歩行者が右側から来る事故っていうのは、ほぼ100%に近いくらい発生しております。横断は左よりも運転者から見て右側が多い。これはロービームは、やや左側にライトを振っているおかげで、中央部分が暗くなるという原因もあります。そういったことで、ハイビームにしておると、これを一早く発見でき

ることから、ハイビームを推奨して、ハイビームは走行用車両灯火と申しまして、ロービームは対向車用の灯火というふうに言っております。それで、基本はハイビームですよというのを改めて、今、大きく広報しておるところですが、そうはいつでも対向車があってハイビームにしておりますと、今度は逆に蒸発現象というのがあって、事故の危険がありますし、歩いてらっしゃる方が、こちら向きで歩いている場合は、今言った、目を幻惑するといったことも当然あると思いますので、そこは、もう一つ括弧で、こまめなハイビームとロービームの切替えをやってくださいというのを必ず言うようにしております。

ですから、例えば、前を車が走っていたり、あるいは、対向車が遠くのほうに見えた場合は、ロービームに切り替えていただくのはもちろんのこと、ハイビームで歩行者を発見すれば、歩行者がいるんだなということが分かりますので、その後はロービームに切り替えて走っていただきたい。夜間、高齢者が全くいないような山間部、今回の死亡事故でも、那賀町で本当に山間部でふだん、全く車が通らないような状況のところ、横断歩行者がはねられて、亡くなるというような事故が起きましたけれども、そういった夜間、対向車がほとんどいないようなところでもロービームで走ってらっしゃる方が本当に多いので、ハイビームが原則というのを習慣付けていただいて、ただ、そういった街中であるとか、いろんな歩行者がいらっしゃるところでは、マナーとして、こまめにロービームに切替えをしていただけるように、そういった二面で啓発活動をしているところでございます。

ただ、そのLEDの明かりそのものがまぶしすぎるというのが、我々も感じておりますが、それは製造業者のこともございますし、一概にどうかというのは申し上げられません。ただ、運転者側からは確かにLEDだとよく見えるという声は一方ではありますので、安全性をとるのか、あるいは、迷惑性をとるのか、その辺のことをうまく切り替えながら、広報活動、あるいは指導をやっていきたい。非常に難しいがやっていきたいなと思います。

川端委員

私は、原則がロービームという考え方がいいなと思うんですね。必要なときはハイビームっていうふうなのがいいと思いますけれども、昔からそういうことだったんですね。私は、完全に勘違いしておりますね。ロービームがスタンダードかなと思ってましたけども、そうじゃないんだということが、本当によく分かりました。

しかし、それによる弊害もあるということで、今後状況を見ながら啓発活動や場合によったら国への意見も是非、出していただきたいと要望して終わりたいと思います。

岩佐委員

今回初めて、決算認定特別委員会に出席をさせていただいているわけなんですけれども、先ほど、川端委員のほうから少し話があったんですけれども、交番のことについて少しお聞きしたいというふうに思います。先ほどの話で、県内の治安情勢というのは本当に良くなってきているというお話であったんですけれども、その理由が、交番というのがやはりその大きな理由の一つじゃないかなというふうに思っております。その中でですね、今、住民が立ち寄りやすく、相談しやすい施設、そういう交番・駐在所の整備であるというようなことも掲げられております。いろいろ、蔵本町交番であったり、那賀町の駐在所の建

て替えが済んでおるわけなんですけれども、地元の話になってしまうんですが、羽ノ浦町交番が建て替え中というふうなかたちになっております。今、ちょうど取り壊して何も無い更地の状態なんですけれども、その羽ノ浦町交番の今後のスケジュール、それも含めて、今後もほかの交番の建て替え等もあると思うんですけれども、どのような点において、その交番の施設を整備していくのかお伺いします。

高橋拠点整備課長

御指摘がありましたように、現在、羽ノ浦の交番の建て替えを進めているところであります。既に取壊しも完了し、新しい施設の整備に取りかかっているところであります。スケジュールで申しますと、既に契約が完了しておりまして、来年の3月中旬にも完工させたいと考えております。施設の概要につきましては、いろんな考え方があって、木造であるとか、非木造という考えがあると思うんですけれども、当該施設は、地域の方々が気軽に立ち寄っていただけるように、木造づくりで温かみのあるデザインとした上で、また、最近の駐在所や交番にあります、相談スペースであるとか、女性警察官が仮眠できる、女性専用トイレがあるということに配慮したものを建てておりまして、面積的には約40平方メートル広くなるのかなと考えております。

岩佐委員

いろんな人に相談に来てもらいやすい施設ということで、早期に完成することを望むわけなんですけれども、現在、交番がないという状況で何かあった場合、今、機能というのは那賀川町のほうにある、北部駐在所、そちらのほうに機能を移しているというのを聞いているんですけれども、羽ノ浦町内で何か重大事件が発生した場合にその対応というのが遅れるのではないかと、そういう不安等もございます。また、これまでよく交番の前でシートベルトの取締りであったりとか、一旦停止の箇所の交通安全上の取締りというのもよくしてたんですけれども、この交番がない、完成するまでの間なんですけれども、そういう治安の維持とか交通安全の面においてどのように対処していくのかお伺いします。

久次米生活安全部長

ただいま、委員からお話のありましたとおりで、羽ノ浦町交番は、現在、建て替え工事を進めております。それで、交番勤務員は、本年8月23日から、羽ノ浦町交番から最も近い那賀川町の北部駐在所、ここを拠点として勤務しております。ちなみにこの羽ノ浦町交番から那賀川町の北部駐在所までの距離なんですけど、道路距離で約3キロメートルという状況でございます。今、申しましたように、交番勤務員は、那賀川町の北部駐在所、ここを事務所として利用しているんですけど、警らでありますとか、交通指導取締り、あるいは、巡回連絡等のいわゆる地域警察活動、これは、従来どおり、羽ノ浦町交番管内において実施しておりまして、これまでのところ、交番管内で発生した事件事故等への対応に支障は生じておりません。また、阿南警察署のパトカー勤務員でありますとか、本部地域課の広域自動車警ら隊、これの南部方面隊が、交番勤務員と連携を図りながら、治安維持に当たっているところであります。

岩佐委員

いろんな阿南警察署等とも連携をしながら、治安維持をされているということなので、住民の方々が不安にならないように取組をしていただきたいと思います。

それと、羽ノ浦町交番というところなんですけれども、すぐ隣に自警団羽ノ浦という防犯ボランティア団体というのが活動しております。取組にも地域安全ボランティアの活動の支援というふうなこともあるわけなんですけれども、その羽ノ浦町交番の隣でずっと活動をされて、県内で初だったか、青色のライトをつけてのパトカーで地域をパトロールするというふうなこともあって、我々住民にとったら、その活動よっての治安維持というのが本当に大きな役割を占めているものだというふうに思っております。よく、その自警団の方ともお話をするんですけれども、やはり警察の方とも話をしたら、やっぱり、そういうボランティア団体がいるということで、カバーをしてくれるっていうふうなかたちで本当に重要な役割をしていると思います。県内では、そのほかにも防犯ボランティア団体というのは、例えば、どれくらいあって、人数はどれくらいいるのか、また、そういう青色のパトカーがどれくらいあるのか、そういう活動状況はどのようなものがありますか。

稲井生活安全企画課長

ただいま、委員から県内の防犯ボランティア団体の概要について御質問がございました。防犯ボランティア団体として、県警察が把握しておりますのは、平均して月1回以上の防犯活動実績がある構成員5人以上の団体であり、各地区で結成されました防犯推進会や地域の安全を守る会、地域安全パトロール隊、子供の安全を守る会等がございます。平成27年度末現在で、県内で約400団体、構成員が約1万1,000人を把握しております。それぞれ担当地区で防犯パトロールや危険箇所の点検、防犯教室の開催、登下校時における子供の見守り活動などを行っているところであります。また、これらの団体の多くは青色回転灯装備車による防犯団体の認定を受けておりまして、子供の登下校時間に合わせた青色防犯パトロールを実施いたしまして、犯罪抑止に大きく貢献しているところであります。なお、県内の青色防犯パトロール実施団体は、本年9月末現在で、92団体、実施者数が約1,400人、車両が525台となっているところでございます。

岩佐委員

私も子育てをしている世代でありまして、ちょうど子供が下校する時間に、青色防犯パトロールがパトロールをしてくれるという、親としては、子供が帰宅をしているときに見守ってくれているというのは本当に安心をしておれるなというふうな気持ちです。今の話で、県内で青色防犯パトロール以外にも当然、各団体があるんですけれども、青色防犯パトロールも92団体、パトカーの数が525台ということで、本当に更に広がっていったらいなというふうに思っております。その防犯ボランティアっていうのが、基本的に当然無償で、活動をされているわけなんですけれども、特にその自警団羽ノ浦っていうボランティアは、交番のすぐ隣に活動の場所があって、それも所有者から土地を無償で借りて、そこにプレハブを建ててというふうなかたちで活動されてます。当然、先ほどもありまし

たけども、警察とのかなり親密な連携がありまして、警察側の駐車場が少ないというので、そのボランティアのほうをお借りしたりというふうなかたちで、警察の活動にとっても本当にプラスになっているというふうに思っているわけなんです。当然、無償で活動しているということなんです。そういうボランティア団体に対して、例えば、懐中電灯であったりとか、いろんな備品とかの支援は何かしているのでしょうか。

稲井生活安全企画課長

ただいま、委員から防犯ボランティア団体に対する支援状況の御質問がございました。最初に近年の刑法犯認知件数の減少は、警察活動の強化に加えまして、地域住民等による防犯ボランティア活動が活性化していることも大きな要因と考えています。今後とも防犯ボランティアの活動を支援していくことは、大変重要なことであると考えているところでございます。県警察では、防犯ボランティアの活動支援といたしまして、青色防犯パトロール実施者に対する定期的な講習会の実施とか、自主防犯活動の手引の作成・配布、安心メールとかSNSによる犯罪情報や不審者情報等の提供、地域安全ニュース等の広報紙の作成・配布、警察との合同による防犯パトロールや幼稚園等における誘拐防止教室の開催などを行っているところであります。今後とも、これらの活動支援に加えまして、ボランティア活動の功労に対しては積極的な賞揚を行いまして、士気の高揚を図っていきたいと考えております。なお、委員から冒頭ございました、物的な支援につきましては、現在行っていない状況でございます。

岩佐委員

こういうボランティア活動というのは、ずっと続いていくためにも、そういうソフトの面でのバックアップも当然ではあるんですけども、何かしら物的というのは難しいとは思いますが、やはり、そういう地域の安全を守ってくれているボランティア団体と今後もしっかりと連携をして、先に述べた交番の整備も含めてなんですが、地域の安全をいわゆる確保して、ボランティア活動等もこれから県内全体に広がっていくように取り組んでいただきたいということを要望いたしまして終わります。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時44分）